

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

| | 現 行 | 改 正 案 | 備 考 |
|------|---|---|--|
| | 第 1 編 総則 | 第 1 編 総則 | |
| | 第 2 章 基本理念及び重点を置くべき事項 | 第 2 章 基本理念及び重点を置くべき事項 | |
| | 第 2 節 重点を置くべき事項 | 第 2 節 重点を置くべき事項 | |
| 1-5 | 3. 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項 住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えて必要に応じた「屋内安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図る。 | 3. 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項 住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えて必要に応じた「屋内安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図る。 <u>また、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・避難指示（緊急）及び災害発生情報（以下、「避難勧告等」という。）等に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。</u> | 「避難勧告等に関するガイドライン」の改定に伴う修正。 |
| | 第 3 章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 | 第 3 章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 | |
| | 第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱 | 第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱 | |
| 1-8 | 3. 指定地方行政機関 | 3. 指定地方行政機関 | |
| 1-9 | ④ 東海農政局 ケ 応急用食料の供給支援に充てる在庫量を調査し、 <u>調達・供給体制を整備する。</u> コ 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。 サ 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。 シ 必要に応じ職員を派遣し、食料供給活動を支援する。 | ④ 東海農政局 <u>（削除）</u> ケ 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。 コ 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。 <u>（削除）</u> | 本省対応に変更されたことによる修正 |
| 1-11 | ⑦ 中部近畿産業保安監督部 高圧ガス、液化石油ガス等所掌に係る危険物又はその施設、鉱山施設、電気施設、ガス施設の保安の確保に必要な監督又は指導を行う。 | ⑦ 中部近畿産業保安監督部 高圧ガス、液化石油ガス、火薬類、コンビナート、 <u>鉱山、電気、ガス等施設の保安の確保に必要な監督又は指導を行う。</u> | 表記の整理 |
| 1-12 | ⑫ 東海総合通信局 イ 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理を行う。 ウ 被災地区における電気通信施設の被害状況の調査を行う。 ⑭ 中部地方整備局 ウ 応急復旧 (略) iii 災害発生時における緊急輸送道路の確保として、関係機関と調整を図りつつ、路上障害物の除去等を実施する。 (略) | ⑫ 東海総合通信局 イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理を行う。 ウ 被災地区における電気通信施設、放送施設等の被害状況の調査を行う。 ⑭ 中部地方整備局 ウ 応急復旧 (略) iii 災害発生時における緊急輸送道路等の確保として、関係機関と調整を図りつつ、路上障害物の除去等を実施する。 (略) | 表記の整理 道路法の改正により重要物流道路の関連記載が防災基本計画に記載されたこと |

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

| | | | |
|---|---|--|--|
| <p>1-17</p> | <p>6. 指定地方公共機関</p> <p>④ 一般社団法人愛知県トラック協会</p> <p>ア 緊急輸送対策非常用備品等の整備・備蓄を実施する。</p> <p>イ 災害応急活動のため各機関からの車両借上げ要請に対し配車を実施する。</p> <p>(追加)</p> <p>⑦ 公益社団法人愛知県医師会 (略)</p> <p>⑧ 一般社団法人愛知県歯科医師会 (略)</p> <p>⑨ 一般社団法人愛知県薬剤師会 (略)</p> <p>⑩ 公益社団法人愛知県看護協会 (略)</p> <p>⑪ 一般社団法人愛知県病院協会 (略)</p> <p>⑫ 一般社団法人愛知県LPガス協会 (略)</p> <p>⑬ 一般社団法人愛知県建設業協会、一般社団法人愛知県土木研究会 (略)</p> | <p>6. 指定地方公共機関</p> <p>④ 一般社団法人愛知県トラック協会</p> <p>災害応急活動のため関係機関からの緊急輸送要請に対応する。</p> <p>⑦ 愛知県道路公社※、名古屋高速道路公社</p> <p>各地方道路公社が管理する道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。</p> <p>※愛知県道路公社の業務の一部は、愛知県有料道路運営等事業公共施設等運営権実施契約等に基づき、愛知県道路コンセッション株式会社が行う。</p> <p>⑧ 公益社団法人愛知県医師会 (略)</p> <p>⑨ 一般社団法人愛知県歯科医師会 (略)</p> <p>⑩ 一般社団法人愛知県薬剤師会 (略)</p> <p>⑪ 公益社団法人愛知県看護協会 (略)</p> <p>⑫ 一般社団法人愛知県病院協会 (略)</p> <p>⑬ 一般社団法人愛知県LPガス協会 (略)</p> <p>⑭ 一般社団法人愛知県建設業協会、一般社団法人愛知県土木研究会 (略)</p> | <p>による修正</p> <p>表記の整理</p> <p>追加</p> <p>愛知県の組織再編に伴う修正</p> |
| <p style="background-color: #f8d7da;">第2編 災害予防計画</p> | <p style="background-color: #f8d7da;">第2編 災害予防計画</p> | <p style="background-color: #f8d7da;">第2編 災害予防計画</p> | |
| <p style="background-color: #d1ecf1;">第1章 防災協働社会の形成推進</p> | <p style="background-color: #d1ecf1;">第1章 防災協働社会の形成推進</p> | <p style="background-color: #d1ecf1;">第1章 防災協働社会の形成推進</p> | |
| <p style="background-color: #fff3cd;">第3節 企業防災の促進</p> | <p style="background-color: #fff3cd;">第3節 企業防災の促進</p> | <p style="background-color: #fff3cd;">第3節 企業防災の促進</p> | |
| <p>2-5</p> | <p>1. 企業における措置</p> <p>(1) 事業継続計画の策定・運用</p> <p>企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。</p> <p>また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。</p> | <p>1. 企業における措置</p> <p>(1) 事業継続計画の策定・運用</p> <p>企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、<u>自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。</u>具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活</p> | <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> |

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

| | | | |
|------|--|---|---|
| | | 動の推進に努める。 | |
| | 第2章 防災訓練及び防災意識の向上 | 第2章 防災訓練及び防災意識の向上 | |
| | 第2節 防災のための意識啓発・広報 | 第2節 防災のための意識啓発・広報 | |
| 2-10 | <p>1. 防災意識の啓発</p> <p>市は、災害発生時等に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、県や民間事業者等と協力して、次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 警報等や避難指示（緊急）等の意味と内容</p> <p>(6) 警報等発表時や避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の発令時にとるべき行動</p> <p>2. 普及の方法</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) ホームページ等</p> <p>防災に関する情報を市ホームページや防災情報ブログに掲載する。</p> | <p>1. 防災意識の啓発</p> <p>市は、災害発生時等に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、県や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 警報等や避難勧告等の意味と内容</p> <p>(6) 警報等発表時や避難勧告等の発令時にとるべき行動</p> <p>2. 普及の方法</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) ホームページ等</p> <p>防災に関する情報を市ホームページやツイッター・フェイスブックに掲載する。</p> | <p>表記の整理</p> <p>ヤフープログラムサービス終了による修正</p> |
| | 第4章 避難行動の促進対策 | 第4章 避難行動の促進対策 | |
| 2-17 | <p>避難勧告等は、空振りをおそれず、<u>早めに出すことを基本とし、避難勧告等の判断基準の明確化を図る。</u></p> | <p>避難勧告等は、空振りをおそれず、<u>住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。</u></p> | <p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定に伴う修正。</p> |
| | 第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備 | 第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備 | |
| | <p>県は、市町村に対して気象警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線（高度情報通信ネットワーク）等を適切に維持管理する。また、災害情報を放送事業者、新聞社、通信事業者等に効率的に伝達する共通基盤である災害情報共有システム（Lアラート）を活用するための体制を整備する。</p> <p>市は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設等の施設管理者等に対して気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。</p> <p>また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討する。</p> | <p>県は、市町村に対して気象警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線（高度情報通信ネットワーク）等を適切に維持管理する。また、災害情報を放送事業者、新聞社、通信事業者等に効率的に伝達する共通基盤である災害情報共有システム（Lアラート）を活用するための体制を整備する。</p> <p>市は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設の施設管理者等が、災害のおそれがある場合に<u>適時的確な避難行動を判断できるように、平時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図る。</u>また、気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。</p> <p>また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討する。</p> | <p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定に伴う修正。</p> |
| | 第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成 | 第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成 | |
| 2-19 | <p>1. 市における措置</p> <p>(1) マニュアルの作成</p> <p>(略)</p> | <p>1. 市における措置</p> <p>(1) マニュアルの作成</p> <p>(略)</p> | |

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

| | | |
|--|---|-----------------------------------|
| <p>①～④（略）</p> <p>⑤情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める</p> <p>⑥避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意すること</p> <p>⑦避難勧告等の発令基準等については、次の点に留意すること</p> <p>ア 避難勧告等を発令する基準は、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報（大雨、暴風等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等）、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発令など、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める</p> <p>なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。</p> <p>イ 土砂災害に係る避難勧告等については、土砂災害警戒区域等を発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報（メッシュ情報）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難勧告等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること</p> | <p>①～④（略）</p> <p>⑤情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める</p> <p>⑥避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことや、既に災害が発生している状況（[警戒レベル5]）で未だ避難できていない場合には命を守るための最善の行動をとる必要があることにも留意すること</p> <p>⑦避難勧告等の発令基準等については、次の点に留意すること</p> <p>ア 避難勧告等を発令する基準は、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報（大雨、暴風等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等）、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発令など、該当する警戒レベル相当情報を基に、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努めるかじめ設定するよう努める。</p> <p>また、避難勧告等の発令基準の設定にあたっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定するものとする。[警戒レベル4]避難指示（緊急）については、必ず発令されるものではなく、事態が切迫している場合や、大河川で水位予測に基づき段階的に発令できる場合等、災害が発生するおそれが極めて高い状況において、地域の状況に応じて、緊急的に、又は重ねて避難を促す場合等に発令する。[警戒レベル5]災害発生情報は、堤防の決壊や越水・溢水、急傾斜地の崩壊や土石流等の災害が実際に発生している状況を市が把握した場合に、可能な範囲で発令する。</p> <p>なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。</p> <p>イ 土砂災害に係る避難勧告等については、土砂災害警戒区域等を発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報（メッシュ情報）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難勧告等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること</p> <p>なお、土砂災害が発見された場合は、土砂災害警戒区</p> | <p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定に伴う修正。</p> |
|--|---|-----------------------------------|

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

| | | | |
|------|--|--|---|
| | | <p>域・危険箇所等以外の区域における災害の発生であっても、土砂災害の発生した箇所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、ただちに〔警戒レベル5〕災害発生情報として災害の発生を伝え、命を守る最善の行動を指示すること。</p> | |
| | <p>第4節 避難誘導等に係る計画の策定</p> | <p>第4節 避難誘導等に係る計画の策定</p> | |
| 2-20 | <p>1. 市及び防災上重要な施設の管理者における措置（略）</p> <p>（1）市の避難計画</p> <p>市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。</p> <p>①避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法</p> <p>②（略）</p> <p>③（略）</p> <p>④緊急避難場所、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項</p> | <p>1. 市及び防災上重要な施設の管理者における措置（略）</p> <p>（1）市の避難計画</p> <p>市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。</p> <p>①避難勧告等を行う基準及び伝達方法</p> <p>②（略）</p> <p>③（略）</p> <p>④緊急避難場所開放、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項</p> | <p>表記の整理</p> |
| | <p>第5節 避難に関する意識啓発</p> | <p>第5節 避難に関する意識啓発</p> | |
| 2-21 | <p>1. 市における措置</p> <p>（2）避難のための知識の普及</p> | <p>1. 市における措置</p> <p>（2）避難のための知識の普及</p> | |
| 2-22 | <p>①（略）</p> <p>②避難時における知識</p> <p>・避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とすること</p> <p>・避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること（特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があること）</p> <p>・避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきこと</p> <p>（3）その他</p> <p>②市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。また、設置にあたっては、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とするものとする。</p> | <p>①（略）</p> <p>②避難時における知識</p> <p>・避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とすること</p> <p>・避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること（特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があること）</p> <p>・避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきこと</p> <p>・市長から〔警戒レベル5〕災害発生情報が発令された場合、未だ避難できていない住民は命を守るための最善の行動をとる必要があること</p> <p>（3）その他</p> <p>②市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際に、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合には、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。</p> | <p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定に伴う修正</p> <p>表記の整理</p> |
| | <p>第5章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p> | <p>第5章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p> | |
| | <p>第2節 要配慮者支援対策</p> | <p>第3節 帰宅困難者対策</p> | |
| | <p>1. 市及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p>（3）避難行動要支援者対策</p> | <p>1. 市及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p>（3）避難行動要支援者対策</p> | |

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|-------------------|-----------------|--|---|-------------------|-----|-----------------|---|----------------------------|
| 2-27 | <p>①～⑤（略）</p> <p>⑥要配慮者が円滑に避難するための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮</p> <p>避難勧告等を発令した場合は、避難行動要支援者については、テレビ、ラジオ、サイレン、広報車などによる広報などのほか、携帯電話のメールサービス、市ホームページや防災情報ブログに加え電話、FAXによる情報伝達に努めるものとする。</p> | <p>①～⑤（略）</p> <p>⑥要配慮者が円滑に避難するための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮</p> <p>避難勧告等を発令した場合は、避難行動要支援者については、テレビ、ラジオ、サイレン、広報車などによる広報などのほか、携帯電話のメールサービス、市ホームページや<u>ツイッター・フェイスブック</u>に加え電話、FAXによる情報伝達に努めるものとする。</p> | ヤフーブログサービス終了による修正 | | | | | | | | |
| 第3節 帰宅困難者対策 | | | | | | | | | | | |
| 2-29 | <p>2. 支援体制の構築</p> <p>帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、滞在場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたる。</p> <p>また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。</p> | <p>2. 支援体制の構築</p> <p>帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、<u>一時滞在施設（滞在場所）</u>の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたる。</p> <p>また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。</p> | 防災基本計画の修正に伴う修正 | | | | | | | | |
| 第6章 文教対策 | | | | | | | | | | | |
| 2-30 | <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="204 1048 724 1794"> <tr> <td data-bbox="209 1055 719 1093">(1) 防災上必要な組織体制の整備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="209 1099 719 1137">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="209 1144 719 1182">(2) 防災上必要な教育の実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="209 1189 719 1794"> <p>(略)</p> <p>① 児童生徒等に対する安全教育</p> <p>児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため、学校において防災上必要な教育を行う。<u>安全教育は、教育課程に位置づけて実施し、とりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事等とも関連させながら、効果的に行うよう配慮する。</u></p> <p>(略)</p> </td> </tr> </table> | (1) 防災上必要な組織体制の整備 | (略) | (2) 防災上必要な教育の実施 | <p>(略)</p> <p>① 児童生徒等に対する安全教育</p> <p>児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため、学校において防災上必要な教育を行う。<u>安全教育は、教育課程に位置づけて実施し、とりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事等とも関連させながら、効果的に行うよう配慮する。</u></p> <p>(略)</p> | <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="772 1048 1292 1794"> <tr> <td data-bbox="777 1055 1287 1093">(1) 防災上必要な組織体制の整備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="777 1099 1287 1137">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="777 1144 1287 1182">(2) 防災上必要な教育の実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="777 1189 1287 1794"> <p>(略)</p> <p>① 児童生徒等に対する防災教育</p> <p>児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため、学校において防災上必要な<u>防災教育</u>を行う。<u>災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。</u>また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施し、とりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連させながら、効果的に行うよう配慮する。</p> <p>(略)</p> </td> </tr> </table> | (1) 防災上必要な組織体制の整備 | (略) | (2) 防災上必要な教育の実施 | <p>(略)</p> <p>① 児童生徒等に対する防災教育</p> <p>児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため、学校において防災上必要な<u>防災教育</u>を行う。<u>災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。</u>また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施し、とりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連させながら、効果的に行うよう配慮する。</p> <p>(略)</p> | 「避難勧告等に関するガイドライン」の改定に伴う修正。 |
| (1) 防災上必要な組織体制の整備 | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | |
| (2) 防災上必要な教育の実施 | | | | | | | | | | | |
| <p>(略)</p> <p>① 児童生徒等に対する安全教育</p> <p>児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため、学校において防災上必要な教育を行う。<u>安全教育は、教育課程に位置づけて実施し、とりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事等とも関連させながら、効果的に行うよう配慮する。</u></p> <p>(略)</p> | | | | | | | | | | | |
| (1) 防災上必要な組織体制の整備 | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | |
| (2) 防災上必要な教育の実施 | | | | | | | | | | | |
| <p>(略)</p> <p>① 児童生徒等に対する防災教育</p> <p>児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため、学校において防災上必要な<u>防災教育</u>を行う。<u>災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。</u>また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施し、とりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連させながら、効果的に行うよう配慮する。</p> <p>(略)</p> | | | | | | | | | | | |
| 第10章 水害予防対策 | | | | | | | | | | | |
| 第3節 浸水想定区域における対策 | | | | | | | | | | | |
| 2-43 | <p>3. 地下街等の所有者又は管理者における措置</p> <p>市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、次の措置をとらなければならない。</p> <p>4. 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置</p> | <p>3. 地下街等の所有者又は管理者における措置</p> <p><u>浸水想定区域内に位置し</u>、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、次の措置をとらなければならない。</p> <p>4. 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置</p> | 防災基本計画の修正に伴う修正 | | | | | | | | |

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

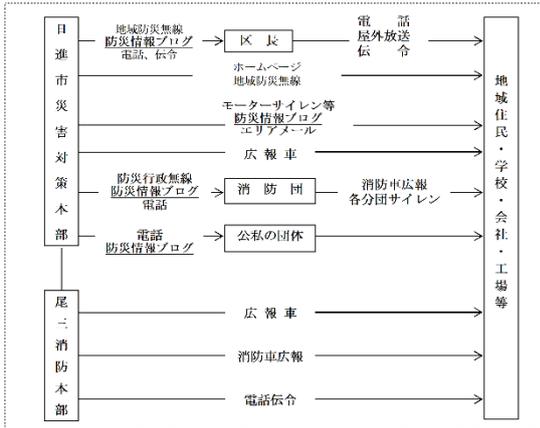
| | | | |
|-------------------------|--|--|---------------------------|
| 2-44 | <p>市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の（１）、（２）をしなければならない、又は（３）のとおり努めなければならない。</p> <p>（略）</p> <p>５．大規模工場等の所有者又は管理者における措置</p> <p>市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めなければならない。</p> <p>（略）</p> | <p>浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の（１）、（２）をしなければならない、又は（３）のとおり努めなければならない。</p> <p>（略）</p> <p>５．大規模工場等の所有者又は管理者における措置</p> <p><u>浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めなければならない。</u></p> <p>（略）</p> | |
| 第 7 節 農地防災対策 | | 第 7 節 農地防災対策 | |
| 2-45 | (追加) | <p>2. <u>関連調整事項</u></p> <p><u>（１）ため池等の被災は農地・農業用施設のみならず公共施設・住宅等に多大な影響を及ぼすことから、堤体、洪水吐等の現状を十分把握するとともに脆弱性が確認された場合は、改修工事等必要な対策を実施する。</u></p> <p><u>また、下流に住宅や公共施設等があり、施設が決壊した場合に影響を与えるおそれのあるため池（防災重点ため池）について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。</u></p> <p><u>（２）農地防災・河川改修事業相互間の連絡調整をしよう考慮する。</u></p> | H30年7月豪雨でため池決壊被害を受けての追加 |
| 第 1 1 章 土砂災害等予防対策 | | 第 1 1 章 土砂災害等予防対策 | |
| 2-46 | <p>■土砂災害危険箇所や山地災害危険地区を的確に把握し、情報を提供するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を推進する。</p> <p>■(略)</p> <p>■森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から市民の生命、財産の保全し、また、水源の涵養等を図るため、復旧治山事業等の治山対策を推進する。</p> <p>■(略)</p> <p>■(略)</p> | <p>■土砂災害危険箇所や山地災害危険地区を的確に把握し、情報を提供するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を行う。</p> <p>■(略)</p> <p>■森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から市民の生命、財産を保全し、また、水源の涵養等を図るため、復旧治山事業等の治山対策を推進する。</p> <p>■(略)</p> <p>■(略)</p> | 表記の整理 |
| 第 2 節 土砂災害の防止 | | 第 2 節 土砂災害の防止 | |
| 2-47 | <p>1. 市における措置</p> <p>（１）土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備</p> <p>①市防災会議は、土砂災害危険箇所、山地災害危険箇所等に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。</p> <p>②(略)</p> <p>ア～カ(略)</p> | <p>1. 市における措置</p> <p>（１）土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備</p> <p>①市防災会議は、土砂災害危険箇所、山地災害危険地区等に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。</p> <p>②(略)</p> <p>ア～カ(略)</p> | 表記の整理 |
| 2-48 | <p>キ 市は、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。</p> | <p>キ 市は、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合に直ちに避難勧告、避難指示（緊急）を発令することを基本とした具体的な発令判断につながる事項を設定する。</p> | 「避難勧告等に関するガイドライン」の改定に伴う修正 |
| 第 3 節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策 | | 第 3 節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策 | |

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

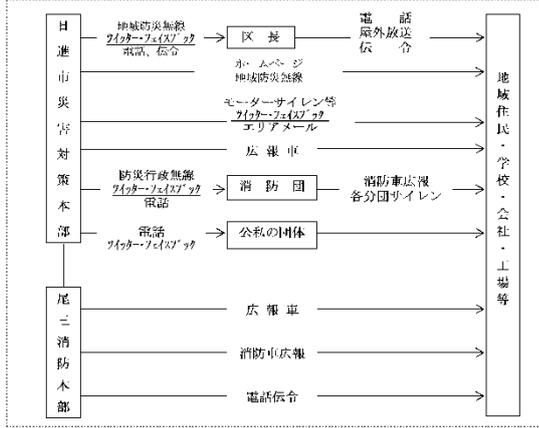
| | | | |
|------|---|--|--|
| 2-49 | <p>1. 市における措置 (1)～(4) (略) (5) 施設管理者等に対する支援 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づいた避難訓練の実施について、施設管理者等に対して県と連携して支援するよう努める。 (6) 略</p> <p>3 要配慮者利用施設における措置 市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の(1)、(2)をしなければならない。</p> | <p>1. 市における措置 (1)～(4) (略) (5) 施設管理者等に対する支援 <u>市地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づいた避難訓練の実施について、施設管理者等に対して県と連携して支援するよう努める。</u> (6) 略</p> <p>2 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置 <u>浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の(1)、(2)をしなければならない。</u></p> | <p>防災基本計画の修正に伴う修正 表記の修正 (防災基本計画の記載に合わせた修正)</p> |
| 2-56 | <p>第13章 広域応援体制の整備 第1節 広域応援体制の整備 1. 市における措置 (2) 応援協定の締結等 ②民間団体等との協定 市は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。</p> | <p>第13章 広域応援体制の整備 第1節 広域応援体制の整備 1. 市における措置 (2) 応援協定の締結等 ②民間団体等との協定 市は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。<u>また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意すること。</u></p> | <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> |
| 3-2 | <p>第3編 災害応急対策計画 第1章 活動体制（組織の動員配備） 第1節 災害対策本部の組織等 2. 災害対策本部の設置及び廃止 市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で市長が必要と認めるときは、市災害対策本部を設置する。また、災害のおそれが解消し、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、これを廃止する。 市長は、市災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県（防災局）へ報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報するものとする。 災害対策本部に災害対策本部員会議（以下「本部員会議」という。）を設置し、非常配備編成及び任務分担により、災害応急活動を実施する。</p> | <p>第3編 災害応急対策計画 第1章 活動体制（組織の動員配備） 第1節 災害対策本部の組織等 2. 災害対策本部の設置及び廃止 市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で市長が必要と認めるときは、市災害対策本部を設置する。また、災害のおそれが解消し、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、これを廃止する。 市長は、市災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県（防災安全局）へ報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報するものとする。 災害対策本部に災害対策本部員会議（以下「本部員会議」という。）を設置し、非常配備編成及び任務分担により、災害応急活動を実施する。</p> | <p>愛知県の組織再編に伴う修正</p> |
| 3-3 | <p>第2節 非常配備の体制等 1. 非常配備の編成</p> | <p>第2節 非常配備の体制等 1. 非常配備の編成</p> | |

| | <p>(略)</p> <p>(1)勤務時間内の場合</p> <p>(注) 上記伝達にあわせて庁内放送で連絡するものとする。また、状態に応じ、必要とされる班の班長に連絡して班を要請する場合もある。</p> | <p>(略)</p> <p>(1)勤務時間内の場合</p> <p>(注) 上記伝達にあわせて庁内放送で連絡するものとする。また、状態に応じ、必要とされる班の班長に連絡して班を要請する場合もある。</p> | <p>愛知県の組織再編に伴う修正</p> | | | | | | | | | | | | |
|-------------|---|--|--------------------------|---|-----|--|----------------------|--|----|----|---|-----|--|----------------------------|--------------------------|
| | <p>第2章 気象情報等の伝達</p> | <p>第2章 気象情報等の伝達</p> | | | | | | | | | | | | | |
| <p>3-6</p> | <p>1. 気象予報等の種類</p> <p>(略)</p> <p>なお、土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まった時に愛知県建設部砂防課と名古屋地方気象台が共同で発表する防災情報であり、市長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるものである。</p> | <p>1. 気象予報等の種類</p> <p>(略)</p> <p>なお、土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まった時に愛知県建設局砂防課と名古屋地方気象台が共同で発表する防災情報であり、市長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるものである。</p> | <p>愛知県の組織再編に伴う修正</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p>3-7</p> | <p>2. 市における予警報の伝達要領</p> <p>(略)</p> <p>「特別警報」が発表された場合、県は市に通知するとともに、市は住民へ直ちに周知する。周知の手段としては、防災行政無線の活用や広報車の巡回、テレビ・ラジオ放送局への協力要請、携帯電話のメールサービス、市ホームページや防災情報ブログ、消防団や自主防災組織を通じた伝達、自治会等への協力依頼（電話連絡網による連絡等）など、できるだけ多くの手段を用いて行う。</p> | <p>2. 市における予警報の伝達要領</p> <p>(略)</p> <p>「特別警報」が発表された場合、県は市に通知するとともに、市は住民へ直ちに周知する。周知の手段としては、防災行政無線の活用や広報車の巡回、テレビ・ラジオ放送局への協力要請、携帯電話のメールサービス、市ホームページやツイッター・フェイスブック、消防団や自主防災組織を通じた伝達、自治会等への協力依頼（電話連絡網による連絡等）など、できるだけ多くの手段を用いて行う。</p> | <p>ヤフーブログサービス終了による修正</p> | | | | | | | | | | | | |
| | <p>第3章 被害状況等の収集・伝達</p> | <p>第3章 被害状況等の収集・伝達</p> | | | | | | | | | | | | | |
| <p>3-9</p> | <p>2. 情報の一般的収集、伝達系統</p> <p>① 各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害対策応急活動を実施するのに必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。</p> | <p>2. 情報の一般的収集、伝達系統</p> <p>① 各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害対策応急活動を実施するのに必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。<u>ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとする。</u></p> | <p>巡視中の二次被害防止のための追記</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p>3-10</p> | <p>4. 関係機関及び住民等への伝達の方法</p> <table border="1" data-bbox="204 1765 730 1899"> <thead> <tr> <th>主体</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>②市ホームページや防災情報ブログによる。</td> </tr> </tbody> </table> | 主体 | 内容 | 市 | (略) | | ②市ホームページや防災情報ブログによる。 | <p>4. 関係機関及び住民等への伝達の方法</p> <table border="1" data-bbox="778 1765 1305 1944"> <thead> <tr> <th>主体</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>②市ホームページやツイッター・フェイスブックによる。</td> </tr> </tbody> </table> | 主体 | 内容 | 市 | (略) | | ②市ホームページやツイッター・フェイスブックによる。 | <p>ヤフーブログサービス終了による修正</p> |
| 主体 | 内容 | | | | | | | | | | | | | | |
| 市 | (略) | | | | | | | | | | | | | | |
| | ②市ホームページや防災情報ブログによる。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 主体 | 内容 | | | | | | | | | | | | | | |
| 市 | (略) | | | | | | | | | | | | | | |
| | ②市ホームページやツイッター・フェイスブックによる。 | | | | | | | | | | | | | | |

3-11 ※住民等への伝達方法



※住民等への伝達方法



第4章 水防

(略)

(6) 緊急通行

水防作業隊等並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場合に赴く時は、一般交通や公共用に供しない空地や水面を通行することができ、水防管理団体はそれにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

(7) 公用負担

水防作業隊長等並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要があるときは、水防の現場において、必要な土地を一時利用し、土石等の資材を使用し、車両・運搬用機器・排水機器を使用することができ、水防管理団体は、それにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

第4章 水防

(略)

(6) 緊急通行

水防作業隊及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場合に赴く時は、一般交通や公共用に供しない空地や水面を通行することができ、水防管理団体はそれにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

(7) 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防作業隊長又は消防機関の長は、水防の現場において、次の権限を行使できる。

- ①必要な土地の一時使用
- ②土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③車両その他の運搬用機器の使用
- ④排水用機器の使用
- ⑤工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は、上記①から④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、その損失を補償するものとする。

表記の整理

表記の整理

3-14

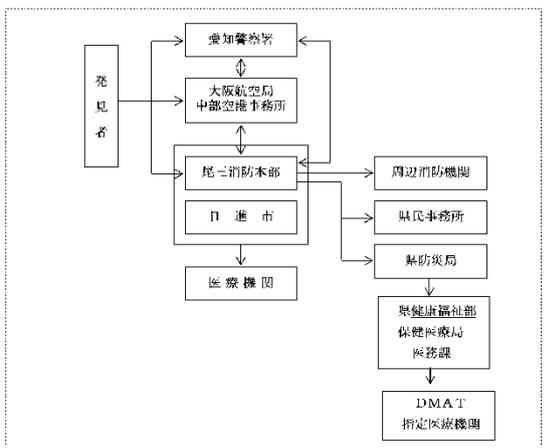
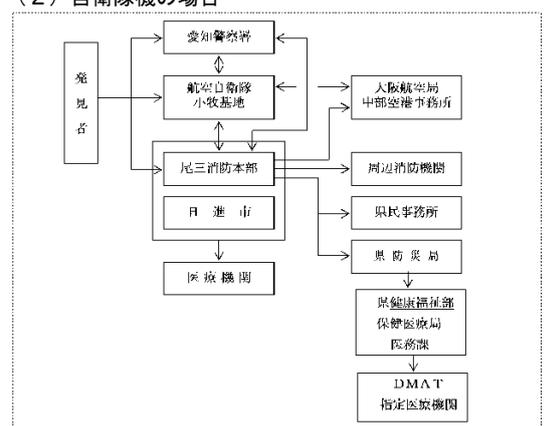
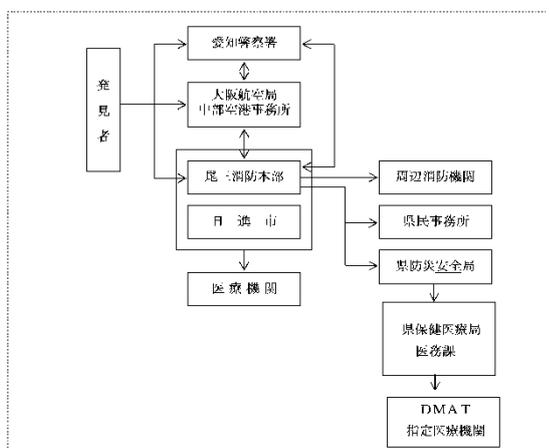
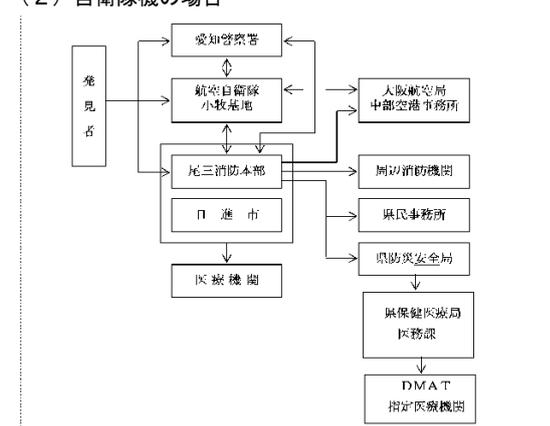
| <p>3-17</p> | <p>第6章 広報</p> <p>■(略)</p> <p>■(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主体</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td> ① 広報活動 ア 広報の手段 ・(略) ・(略) ・市ホームページや<u>防災情報ブログ</u>への掲載 ・(略) ・(略) ・(略) ・(略) ・(略) (略) </td> </tr> </tbody> </table> | 主体 | 内容 | (略) | ① 広報活動 ア 広報の手段 ・(略) ・(略) ・市ホームページや <u>防災情報ブログ</u> への掲載 ・(略) ・(略) ・(略) ・(略) ・(略) (略) | <p>第6章 広報</p> <p>■(略)</p> <p>■(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主体</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td> ① 広報活動 ア 広報の手段 ・(略) ・(略) ・市ホームページや<u>ツイッター・フェイスブック</u>への掲載 ・(略) ・(略) ・(略) ・(略) ・(略) (略) </td> </tr> </tbody> </table> | 主体 | 内容 | (略) | ① 広報活動 ア 広報の手段 ・(略) ・(略) ・市ホームページや <u>ツイッター・フェイスブック</u> への掲載 ・(略) ・(略) ・(略) ・(略) ・(略) (略) | <p>ヤフープログラムサービス終了による修正</p> |
|-------------|---|--|----------------------------------|-----|---|---|----|----|-----|---|----------------------------|
| 主体 | 内容 | | | | | | | | | | |
| (略) | ① 広報活動 ア 広報の手段 ・(略) ・(略) ・市ホームページや <u>防災情報ブログ</u> への掲載 ・(略) ・(略) ・(略) ・(略) ・(略) (略) | | | | | | | | | | |
| 主体 | 内容 | | | | | | | | | | |
| (略) | ① 広報活動 ア 広報の手段 ・(略) ・(略) ・市ホームページや <u>ツイッター・フェイスブック</u> への掲載 ・(略) ・(略) ・(略) ・(略) ・(略) (略) | | | | | | | | | | |
| <p>3-19</p> | <p>第7章 避難</p> <p>第1節 避難対策</p> <p>1. 市における措置</p> <p>(1) 避難勧告等</p> <p>①避難勧告・避難指示（緊急）</p> <p>気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難勧告等の発令基準に基づき、速やかに的確な避難勧告・避難指示（緊急）を発令するものとする。</p> <p>その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを勧告又は指示する。</p> <p>避難勧告の発令の際には、避難場所を開設しているこ</p> | <p>第7章 避難</p> <p>第1節 避難対策</p> <p>1. 市における措置</p> <p>(1) 避難勧告等</p> <p><u>速やかに立ち退き避難を促す情報は、[警戒レベル4]避難勧告を基本とする。</u></p> <p><u>避難勧告等を発令するにあたり、住民の周囲の状況等により、近隣の安全な場所への避難や、屋外での移動がcaえて命に危険を及ぼしかねない等やむを得ない場合には、「屋内安全確保」の安全確保措置を指示することができる。</u></p> <p><u>また、災害が発生した場合は、可能な範囲で一定の区域ごとの災害を発表し、居住者等に命を守るための最善の行動をとるよう呼びかける。</u></p> <p>① [警戒レベル5] 災害発生情報</p> <p><u>河川管理者や水防作業隊等と連携して巡視等を行った結果、堤防の決壊や越水・溢水、急傾斜地の崩壊や土石流等の災害が実際に発生している状況を市が把握した場合に、可能な範囲で発令する。</u></p> <p>② [警戒レベル4] 避難勧告・避難指示（緊急）</p> <p>気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難勧告等の発令基準に基づき、速やかに的確な[警戒レベル4]避難勧告・避難指示（緊急）を発令するものとする。</p> <p>その他、河川管理者や水防作業隊等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを勧告又は指示する。</p> <p>避難勧告の発令の際には、避難場所を開設しているこ</p> | <p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定に伴う修正</p> | | | | | | | | |

| | | | |
|-------------|---|---|-----------------------------------|
| | <p>とが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。</p> <p>また、夜間、早朝に避難勧告等を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において避難勧告等を発令する。</p> <p>②避難準備・高齢者等避難開始</p> <p>一般住民に対して避難準備（避難所等で滞在するための衣類や食料品等の準備）を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備（要配慮者避難）情報を伝達する。</p> <p>また、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて避難場所を開設する。</p> <p>③屋内安全確保</p> <p>周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を指示することができる。ただし、土砂災害については、避難場所に立退き避難することが原則となる。</p> | <p>とが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。</p> <p>また、夜間、早朝に避難勧告等を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において避難勧告等を発令する。</p> <p>③ [警戒レベル3] 避難準備・高齢者等避難開始</p> <p>一般住民に対して避難準備（避難所等で滞在するための衣類や食料品等の準備）を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備（要配慮者避難）情報を伝達する。</p> <p>また、[警戒レベル3] 避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて避難場所を開設する。</p> <p>なお、夜間、早朝に避難勧告等を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において [警戒レベル3] 避難準備・高齢者等避難開始を発令する。</p> <p><u>（削除）</u></p> | |
| <p>3-20</p> | <p>④対象地域の設定</p> <p>（略）</p> <p>⑤避難勧告等の伝達</p> <p>避難勧告等を発令するにあたっては、危険の切迫性に依拠して避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。</p> | <p>④対象地域の設定</p> <p>（略）</p> <p>⑤避難勧告等の伝達</p> <p>避難勧告等を発令するにあたっては、危険の切迫性に依拠して5段階の警戒レベルを付記するとともに避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。</p> | |
| <p>3-21</p> | <p>4. 避難勧告等に関する基準</p> <p>（1）避難勧告等の内容</p> <p>① 避難準備・高齢者等避難開始（発表実施責任者：市長）</p> <p>（略）</p> <p>〔消防車、広報車等による広報例〕</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>こちらは日進市災害対策本部です。大雨（台風）による避難準備・高齢者等避難開始をお知らせいたします。ただいま天白川の水位が上昇しており、水防警戒体制を実施しております。以降1時間の降雨量が30mmを超えると予想されます。今後の情報に注意して、避難できる準備をして下さい。</p> </div> <p>② 避難勧告（発令実施責任者：市長）</p> | <p>4. 避難勧告等に関する基準</p> <p>（1）避難勧告等の内容</p> <p>① [警戒レベル3] 避難準備・高齢者等避難開始（発表実施責任者：市長）</p> <p>（略）</p> <p>〔消防車、広報車等による広報例〕</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>こちらは日進市災害対策本部です。<u>警戒レベル3</u>、大雨（台風）による避難準備・高齢者等避難開始をお知らせいたします。ただいま天白川の水位が上昇しており、水防警戒体制を実施しております。以降1時間の降雨量が30mmを超えると予想されています。今後の情報に注意して、避難できる準備をして下さい。</p> </div> <p>② [警戒レベル4] 避難勧告（発令実施責任者：市長）</p> | <p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定に伴う修正。</p> |

| | | | |
|-------------|--|---|--------------------------|
| | <p>(略)</p> <p>〔消防車、広報車等による広報例〕</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>こちらは日進市災害対策本部です。大雨（台風）による避難勧告を発令します。天白川の水位が上昇しており、洪水（浸水）が発生する危険がありますので、最寄りの避難所に落ち着いて避難して下さい。</p> </div> | <p>(略)</p> <p>〔消防車、広報車等による広報例〕</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>こちらは日進市災害対策本部です。<u>警戒レベル4</u>、大雨（台風）による避難勧告を発令します。天白川の水位が上昇しており、洪水（浸水）が発生する危険がありますので、最寄りの避難所に落ち着いて避難して下さい。</p> </div> | |
| <p>3-22</p> | <p>③ 避難指示（緊急）（発令実施責任者：市長、警察官、災害派遣自衛官、知事又は知事の命を受けた職員）</p> <p>(略)</p> <p>(2) 河川洪水に関する定量的基準</p> <p>① 避難準備・高齢者等避難開始</p> <p>(略)</p> <p>② 避難勧告</p> <p>(略)</p> <p>(3) 内水氾濫に関する定量的基準</p> <p>① 避難準備・高齢者等避難開始</p> <p>(略)</p> <p>② 避難勧告</p> <p>(略)</p> <p>(4) 土砂災害（がけ崩れ等）に関する定量的基準</p> <p>① 避難準備・高齢者等避難開始</p> <p>(略)</p> <p>② 避難勧告</p> <p>(略)</p> | <p>③ 【警戒レベル4】避難指示（緊急）（発令実施責任者：市長、警察官、災害派遣自衛官、知事又は知事の命を受けた職員）</p> <p>(略)</p> <p>(2) 河川洪水に関する定量的基準</p> <p>① 【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始</p> <p>(略)</p> <p>② 【警戒レベル4】避難勧告</p> <p>(略)</p> <p>(3) 内水氾濫に関する定量的基準</p> <p>① 【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始</p> <p>(略)</p> <p>② 【警戒レベル4】避難勧告</p> <p>(略)</p> <p>(4) 土砂災害（がけ崩れ等）に関する定量的基準</p> <p>① 【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始</p> <p>(略)</p> <p>② 【警戒レベル4】避難勧告</p> <p>(略)</p> | |
| <p>3-23</p> | <p>(5) 避難指示（緊急）</p> <p>(略)</p> <p>9. 避難勧告・避難指示（緊急）の周知、報告及び避難の準備</p> | <p>(5) 【警戒レベル4】避難指示（緊急）</p> <p>(略)</p> <p>9. 避難勧告・避難指示（緊急）の周知、報告及び避難の準備</p> | |
| <p>3-24</p> | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 避難勧告等の周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・伝達手段は、防災行政無線のほか、ケーブルテレビ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、市ホームページや防災情報ブログ、広報車の巡回あるいは自主防災組織・自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達に加えて、テレビ・ラジオ放送局に情報を提供し、協力を求める。このほか、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて市民等が情報を入手できるよう努める。 ・(略) </div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 避難勧告等の周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・伝達手段は、防災行政無線のほか、ケーブルテレビ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、市ホームページやツイッター・フェイスブック、広報車の巡回あるいは自主防災組織・自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達に加えて、テレビ・ラジオ放送局に情報を提供し、協力を求める。このほか、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて市民等が情報を入手できるよう努める。 ・(略) </div> | <p>ヤフーブログサービス終了による修正</p> |

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

| | | | | | | | | | |
|------------------------------|---|--|---|-----|---|-----|------------------------------|-----|----------------------------------|
| <p>3-27</p> | <p>第2節 避難所の開設・運営</p> <p>市は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。また、市及び県は事前に避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を計画的に進めるとともに、災害時には、「愛知県避難所運営マニュアル」や市の「避難所活動マニュアル」等に基づき、避難所の円滑な運営を図る。</p> <p>要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、福祉避難所を開設したり、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。</p> | <p>第2節 避難所の開設・運営</p> <p>市は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。<u>ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則開設しないものとする。</u>また、市及び県は事前に避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を計画的に進めるとともに、災害時には、「愛知県避難所運営マニュアル」や市の「避難所活動マニュアル」等に基づき、避難所の円滑な運営を図る。</p> <p>要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、福祉避難所を開設したり、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。</p> | <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> | | | | | | |
| <p>3-33</p> | <p>第9章 帰宅困難者対策</p> <p>帰宅困難者対策は、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則の徹底を図るものとする。</p> <p>市は、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供等支援体制の構築、及び必要に応じて滞り場所の確保等の支援を行う。</p> <p>(略)</p> <p>1. 市における措置</p> <p>① 公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。</p> <p>また、必要に応じて、滞り場所の確保等の支援を行う。</p> <p>2. 支援体制の構築</p> <p>帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、滞り場所提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。</p> <p>また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。</p> | <p>第9章 帰宅困難者対策</p> <p>帰宅困難者対策は、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則の徹底を図るものとする。</p> <p>市は、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供等支援体制の構築、及び必要に応じて<u>一時滞り施設（滞り場所）</u>の確保等の支援を行う。</p> <p>(略)</p> <p>1. 市における措置</p> <p>① 公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。</p> <p>また、必要に応じて、<u>一時滞り施設（滞り場所）</u>の確保等の支援を行う。</p> <p>2. 支援体制の構築</p> <p>帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、<u>一時滞り施設（滞り場所）</u>提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。</p> <p>また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。</p> | <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> | | | | | | |
| <p>3-44</p> | <p>第13章 輸送対策</p> <p>1. 緊急輸送道路の確保</p> <table border="1" data-bbox="204 1939 724 2107"> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table> | (略) | (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 | (略) | <p>第13章 輸送対策</p> <p>1. 緊急輸送道路等の確保</p> <table border="1" data-bbox="767 1939 1287 2107"> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table> | (略) | (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保 | (略) | <p>道路法の改正により重要物流道路の関連記載が防災基本</p> |
| (略) | | | | | | | | | |
| (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | |
| (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保 | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | |

| | | | |
|-------------------------|---|--|------------------------|
| | <p>(3) 情報の提供</p> <p>緊急輸送道路の確保状況、通行規制、迂回路等の情報について関係機関、道路利用者等に対して情報提供を行う。</p> <p>第17章 応援協力・派遣要請</p> <p>第3節 自衛隊の災害派遣</p> | <p>(3) 情報の提供</p> <p>緊急輸送道路等の確保状況、通行規制、迂回路等の情報について関係機関、道路利用者等に対して情報提供を行う。</p> <p>第17章 応援協力・派遣要請</p> <p>第3節 自衛隊の災害派遣</p> | <p>計画に記載されたことによる修正</p> |
| <p>3-56</p> | <p>2. 災害派遣要請依頼の要領</p>  <p>自衛隊の災害派遣要請を依頼した場合において、市長は、その旨及び市の地域に係る災害の状況等を関係自衛隊に対して必要に応じ通知する。</p> <p>市長は、災害対策基本法第68条の2第1項及び第2項の規定により、災害の状況等を自衛隊に通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。</p> <p>市長は、時間的余裕がないなどやむを得ない場合は、直接知事（防災局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに尾張方面本部（尾張県民事務所）へも連絡するものとする。</p> | <p>2. 災害派遣要請依頼の要領</p>  <p>自衛隊の災害派遣要請を依頼した場合において、市長は、その旨及び市の地域に係る災害の状況等を関係自衛隊に対して必要に応じ通知する。</p> <p>市長は、災害対策基本法第68条の2第1項及び第2項の規定により、災害の状況等を自衛隊に通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。</p> <p>市長は、時間的余裕がないなどやむを得ない場合は、直接知事（防災安全局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに尾張方面本部（尾張県民事務所）へも連絡するものとする。</p> | <p>愛知県の組織再編に伴う修正</p> |
| <p>3-74</p> <p>3-75</p> | <p>第26章 航空災害対策</p> <p>1. 情報の伝達系統</p> <p>(1) 民間航空機の場合</p>  <p>(2) 自衛隊機の場合</p>  | <p>第26章 航空災害対策</p> <p>1. 情報の伝達系統</p> <p>(1) 民間航空機の場合</p>  <p>(2) 自衛隊機の場合</p>  | <p>愛知県の組織再編に伴う修正</p> |

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

| | | | |
|--------------------------|---|---|---------------|
| 3-80 | <p>第29章 航空機の活用</p> <p>3. 出動要請</p> <p>市長等は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ県防災局消防保安課防災航空グループに電話等により、次の事項について速報を行ってから、緊急出動要請書を知事に提出するものとする。</p> | <p>第29章 航空機の活用</p> <p>3. 出動要請</p> <p>市長等は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ県防災安全局消防保安課防災航空グループに電話等により、次の事項について速報を行ってから、緊急出動要請書を知事に提出するものとする。</p> | 愛知県の組織再編に伴う修正 |
| 第4編 災害復旧・復興計画 | | 第4編 災害復旧・復興計画 | |
| 第2章 公共施設等災害復旧対策 | | 第2章 公共施設等災害復旧対策 | |
| 第2節 激甚災害の指定 | | 第2節 激甚災害の指定 | |
| 4-4 | <p>1. 市における措置</p> <p>市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとし、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、<u>県関係部局</u>に提出するものとする。</p> | <p>1. 市における措置</p> <p>市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとし、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、<u>県関係局</u>に提出するものとする。</p> | 愛知県の組織再編に伴う修正 |
| 第3章 産業廃棄物処理対策 | | 第3章 産業廃棄物処理対策 | |
| 4-6 | <p>(3) し尿・ごみの収集・運搬、処分</p> <p>し尿・ごみの収集・運搬は、被災地の状況を考慮し、避難所や緊急を要する地域から実施する。収集・運搬したし尿は、し尿処理施設等に投入し処分する。また、収集・運搬したごみは、焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについては、破砕処理や埋立処分等を行う。なお、これらの収集・運搬、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行う。</p> <p>なお、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。</p> | <p>(3) し尿・ごみの収集・運搬、処分</p> <p>し尿・ごみの収集・運搬は、被災地の状況を考慮し、避難所や緊急を要する地域から実施する。収集・運搬したし尿は、し尿処理施設等に投入し処分する。また、収集・運搬したごみは、焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについては、破砕処理や埋立処分等を行う。なお、これらの収集・運搬、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行い、<u>フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。</u></p> | 表記の整理 |
| 第4章 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金 | | 第4章 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金 | |
| 第2節 被災者への経済的支援等 | | 第2節 被災者への経済的支援等 | |
| 4-8 | <p>2. 日本赤十字社愛知県支部における措置</p> <p>義援金の受付を行い、<u>寄託された義援金は、速やかに市、その他関係団体と配分委員会を組織して、義援金の迅速・公正な配分に努める。</u>なお、原則として義援物資の受付は行わず、企業から同一規格のものが相当量調達できる場合のみ、これを受け入れる。</p> | <p>2. 日本赤十字社愛知県支部における措置</p> <p>義援金の受付を行うと共に<u>市やその他関係団体で組織する義援金配分委員会に参加し、迅速・公正な配分に努める。</u>なお、原則として義援物資の受付は行わず、企業から同一規格のものが相当量調達できる場合のみ、これを受け入れる。</p> | 表記の整理 |
| 4-8 | <p>4. 被災者生活再建支援法人（公益財団法人<u>都道府県会館</u>）における措置</p> | <p>4. 被災者生活再建支援法人（公益財団法人<u>都道府県センター</u>）における措置</p> | 名称の変更 |